

○高松市香南楽湯条例

平成17年12月21日

条例第188号

改正 平成25年12月25日条例第92号

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成31年3月28日条例第53号

高松市香南楽湯条例

(設置)

第1条 市民に健康増進、保養及び憩いの場を提供し、市民福祉の増進を図り、あわせて市の産業と観光の振興に寄与するため、高松市香南楽湯（以下「香南楽湯」という。）を高松市香南町横井997番地2に設置する。

(事業)

第2条 香南楽湯は、前条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第2項に規定する浴場業をいう。）に関すること。
- (2) 別表第1に掲げる香南楽湯の構成施設の運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、香南楽湯の設置目的を達成するために必要な事業

(使用許可)

第3条 香南楽湯の浴場施設又は別表第1の第1号に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 市長は、香南楽湯の管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付し、又は使用許可後において使用許可を取り消し、若しくは変更することができる。

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、香南楽湯への入館を拒み、若しくは香南楽湯からの退館を命じ、又は前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 香南楽湯内の秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 香南楽湯の施設・設備等（以下「施設等」という。）を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、香南楽湯の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第5条 香南楽湯の入館者又は第3条第1項の許可を受けた者（第7条第1項において「使用者」

という。)は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第6条 香南楽湯の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 市長は、法人その他の団体であって、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

(1) 香南楽湯の平等な利用が確保されること。

(2) 香南楽湯の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、香南楽湯の効用を十分に発揮するとともに香南楽湯の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(4) その他香南楽湯の設置目的を効果的に達成するため市長が必要と認める基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定することが適当であると市長が認める特別の理由がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「法人その他の団体」とあるのは、「第4項に規定する法人又は公共団体若しくは公共的団体」とすることができる。

5 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第2条の事業に関する業務(使用許可及びその変更の許可並びに使用許可の取消しに関する業務を含む。)

(2) 入館の拒否及び退館の命令に関する業務

(3) 香南楽湯の維持管理その他の規則で定める業務

6 第1項の規定により香南楽湯の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第3条及び第4条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

7 指定管理者は、法令、条例及び条例に基づく規則並びに市長の定めるところに従い、香南楽湯の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第7条 前条第1項の規定により香南楽湯の管理を指定管理者に行わせる場合においては、指定管理者は、利用者から利用料金を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金は、別表第2に規定する額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

(利用料金の納付)

第8条 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における利用料金の取扱い)

第10条 市長は、指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは第6条第5項に規定する業務の全部の停止を命じたとき、又は利用料金を指定管理者の収入として収受させないときは、第7条第2項の利用料金の額を香南楽湯の使用料として徴収する。

2 前2条の規定は、前項の使用料について準用する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に編入前の香南町地域交流施設の設置及び管理に関する条例（平成14年香南町条例第1号）第4条の3の規定による指定を受けているものは、その指定に係る地方自治法第244条の2第5項の期間においては、第6条第2項の規定による指定を受けたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行の日前に編入前の香南町地域交流施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年12月25日条例第92号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第53号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

香南楽湯の構成施設（浴場施設を除く。）

(1) 健康増進室 (マッサージ室)
(2) レストラン
(3) 喫茶店
(4) 売店

別表第2 (第7条関係)

1 浴場施設利用料

区分	利用料
高齢者	1人1回につき510円 (回数入浴券による場合は、額面510円券1枚)
一般	1人1回につき720円 (回数入浴券による場合は、額面720円券1枚)
小学生	1人1回につき310円

備考

- 「高齢者」とは、市内に住所を有する65歳以上の者とする。
- 「一般」とは、小学生、高齢者及び備考3の適用を受ける者以外の者をいう。
- 就学年齢に達しない者は、無料とする。
- 回数入浴券は、額面720円券11枚1組としたものを7,200円とし、額面510円券11枚1組としたものを5,100円とする。

2 健康増進室 (マッサージ室) 利用料

種別	単位	利用料
マッサージ利用料	1人1回	5,750円

備考 1回の利用は、60分以内とする。